

行政相談による改善事例

NEW ● 歩道にある点字ブロックを直してほしい

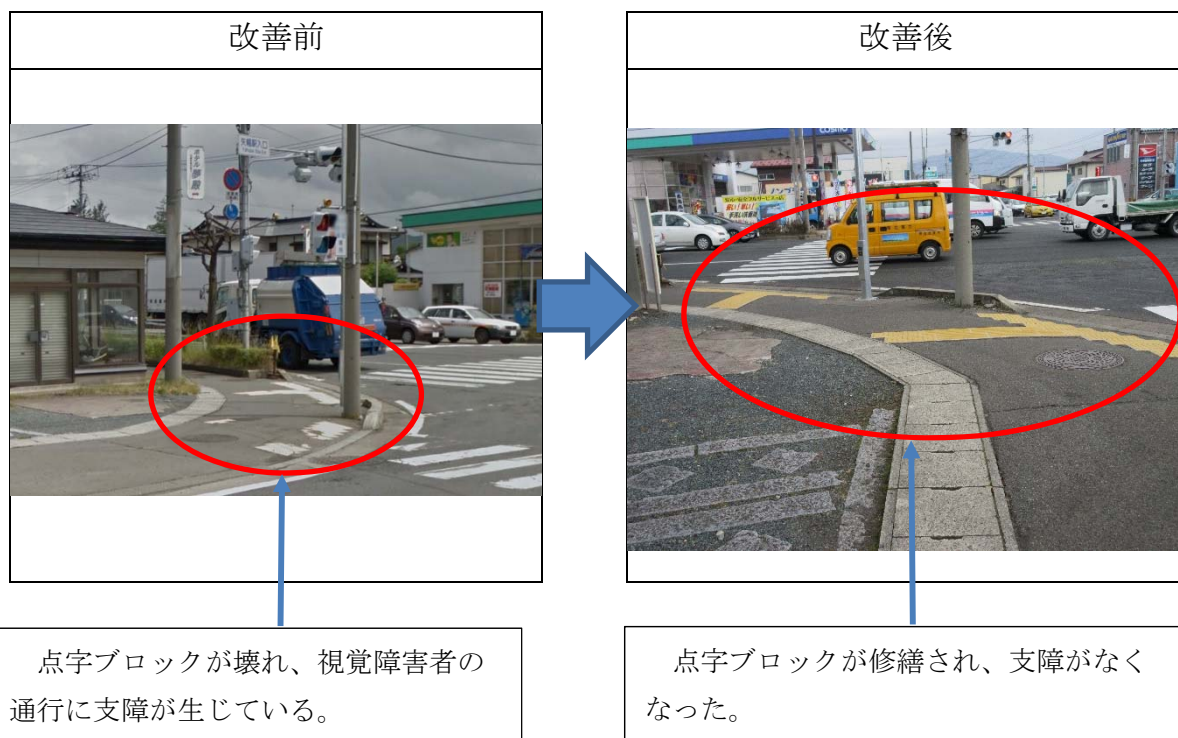
(申出要旨)

矢巾町西徳田の国道4号線の歩道上にある点字ブロックが壊れている。視覚障害者にとって危険であるので、早急に修繕してほしい。

(処理概要)

相談を受けた岩手行政評価事務所が現地確認したところ、申出のとおり、点字ブロックが壊れ、視覚障害者の歩行時に支障があることが判明した。

当事務所は岩手河川国道事務所に申出内容を伝え、点字ブロック補修について要請し、その結果、約1か月後には補修作業が実施され、問題の解決が図られた。



NEW ● ポスの収集時間と点字の表示を直してほしい

(申出要旨)

洋野町の帯島郵便局前に設置されているポスの収集時間と点字が記された表示がぼろぼろになっており、全く読めなくなっているため修繕してほしい。

(処理概要)

相談を受けた岩手行政評価事務所は、帯島郵便局に相談内容を通知し、同郵便局を通して同ポスを管理している久慈郵便局に対し、表示の修繕を要請した。その結果、同日中に、帯島郵便局からポスの表示を修繕したとの回答を得た。

後日、現地確認により改善状況を確認したところ、ポスト投函口の収集時間及び点字の表示が修繕され、収集の時間がはっきりと分かるようになったことを確認できた。



表示がぼろぼろになってしまっており、文字が判読できない。



表示が修繕され、収集の時間がはっきりと分かるようになった。

NEW ● 水はけが悪くなった舗装路面を直してほしい

(申出要旨)

普代村の中心地を通る国道 45 号の 1 km ほどの区間であるが、排水性舗装がなされているものの、年数が経過しているためか、路面の空隙に泥や砂が詰まり排水の機能が低下してきている。

歩行者への水はねや道路沿いの民家への雨水の流入などが生じていることから、専用車両による清掃などで舗装路面を改善してほしい。

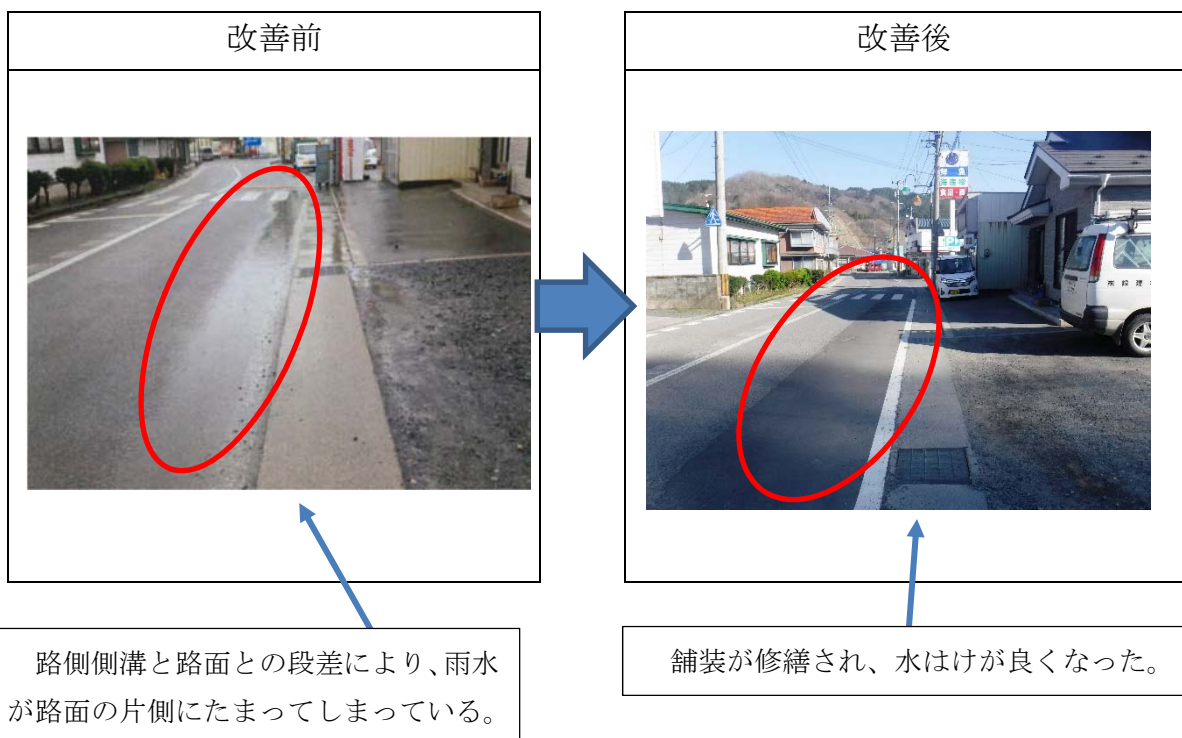
(処理概要)

相談を受けた委員が現地確認したところ、申出のとおり、道路路面の片側に雨水がたまっている状況がみられた。

委員は三陸国道事務所久慈維持出張所に申出内容を伝え、後日、相談者と同出張所の職員を交え、現地確認を行った。

今回事案は路側側溝と路面との段差が原因の滞水であるため、現路側側溝に車道舗装をすりつけて雨水の滞留を解消させたいとの回答を得た。

後日、舗装の補修作業が実施され、問題の解決が図られた。



● 国道沿いの歩道上にある木の伐採について

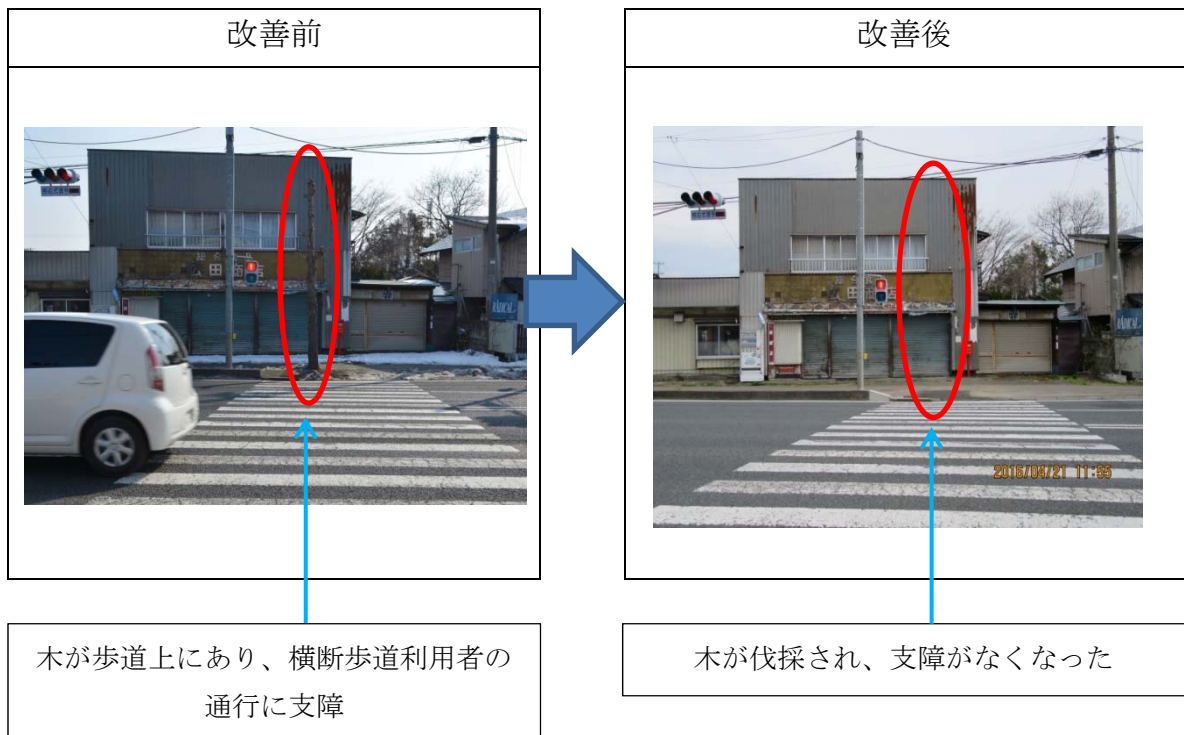
(申出要旨)

矢巾町北高田から西徳田付近の国道4号線沿いにある空き商店手前の歩道上に樹木があり、横断歩道利用者の通行の支障になることがあるので、伐採してほしい。

(処理概要)

申出を受けた岩手行政評価事務所が現地確認したところ、申出のとおり、円滑な通行及び安全面から支障があることが判明した。

当事務所は岩手河川国道事務所に申出内容を伝え、伐採作業の適切な実施について要請し、その結果、約1か月後には伐採作業が実施され、問題の解決が図られた。



● 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表の記載を直すべきである

(申出要旨)

盛岡年金事務所から「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」の様式を受け取ったが、この様式をみると、注記部分に「～会社法人番号を記載した場合は、法人（商業）登記簿謄本等のコピーを添付してください。」と表記されている。

しかし、現在は、法務局において、法人（商業）登記簿謄本は使われていない。したがって、この様式の注記部分について、現在使われている文書名などに訂正すべきではないか。

(処理概要)

相談を受けた岩手行政評価事務所は、日本年金機構盛岡事務所に対し、事実関係及び今後の措置方針等について照会した結果、「確かに、現在、法務局においては、法人（商業）登記簿謄本は使われていない。来年度の様式については、注記部分を見直す方向で検討する。」との回答を得た。

その後、確認したところ、平成 28 年度から同様式の注記部分について、「法人（商業）登記簿謄本等」という表記が「法人番号が確認できる通知書等」に訂正された。

<改善前>

※下記の①から④に印字されている区分・会社法人等番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「☑訂正後」の⑤から⑧の各欄について、該当する事項を○で囲みまたは会社法人等番号を記入してください。個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ会社法人等番号を記入した場合は、**法人（商業）登記簿謄本等**のコピーを添付してください。



<改善後>

※下記の①から④に印字されている区分・法人番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「☑訂正後」の⑤から⑧の各欄について、該当する事項を○で囲みまたは法人番号を記入してください。個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ法人番号を記入した場合は、**法人番号が確認できる通知書等**の写しを添付してください。